

# 矢板市議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民と議会との関係（第5条—第7条）

第3章 議会及び議員と市長等との関係（第8条—第10条）

第4章 議会の機能強化（第11条—第15条）

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第16条—第18条）

第6章 議会事務局等（第19条・第20条）

第7章 最高規範性及び見直し（第21条・第22条）

### 附則

矢板市議会（以下「議会」という。）は、矢板市民（以下「市民」という。）により選ばれた矢板市議会議員（以下「議員」という。）で構成される議事機関であり、日本国憲法に定める地方自治の本旨に従い、二元代表制の一翼を担う存在として、市民の代表機関及び矢板市の意思決定機関としての役割を担っている。

地方分権の進展により、国から地方への権限委譲が進み、地方自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大することに伴い、議会の担うべき役割及び責任が、ますます重要になってきている。議会は、合議制の意思決定機関の特性を発揮し、これまで以上に市民本位の立場に立ち、公正性及び透明性の確保を図りながら、市民に信頼される開かれた議会づくりを推進する必要がある。

そのために議会は、自治体事務に係る立案、決定、執行及び評価における論点及び課題を広く市民に明らかにし、市民に積極的に情報を発信し説明責任を果たすとともに、市民との活発な意見交換を図り、議会の合意形成を行う必要がある。また、議員間の自由で闊達な議論により、議会としての意見を取りまとめ、政策立案及び政策提言を行うとともに、執行機関の事務執行を監視する責務を有する。

さらに、市民に身近で信頼される議会であるためには、議員の資質及び能力の向上を図ることが不可欠である。

このような認識の下、議会は、市民の負託に応え、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会の実現を決意するとともに、市民福祉の向上及び市勢の伸展に向けて不断の努力を重ねるものである。

ここに、矢板市の自治の最も基本的な事項を定めた矢板市まちづくり基本条例（平成23年矢板市条例第5号）の理念を受け、議会の役割、権限及び責務を市民に明確に示し、その使命を達成するために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の役割及び議員の責務を明らかにするとともに、議会活動の原則となる基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応えられる議会運営の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保すること。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営が適切に行われているか監視し、及び評価すること。

- (3) 積極的に情報公開に取り組み、説明責任を果たすこと。
- (4) 市民の意見を基に調査研究を行い、政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 合議制の意思決定機関として、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (6) 継続的に議会改革の推進に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市政全般の課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (3) 市民に対し、議会活動の説明に努めること。
- (4) 日常の調査及び研究活動を通じ、議員としての資質向上に努めること。

(会派)

第4条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成に努めるものとする。

第2章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第5条 議会の全ての会議は、市民への説明責任を果たすため、原則公開とする。

- 2 議会は、常任委員会等の運営に当たり、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、学識経験者等からの意見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を提案者による政策提案と位置付け、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるよう、多様な広報手段を積極的に活用することにより、広報活動の充実に努めるものとする。

### 第3章 議会及び議員と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会の審議における議員と市長等との関係は、二元代表制の下、議員と市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 議会の全ての会議における質問又は質疑は、論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答で行うものとする。

3 市長等は、議会の全ての会議において、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で議員の質問又は質疑の趣旨を確認することができる。

(議会の議決事件)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

(政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策、予算、決算等について、市長等に対し、形成過程を含む必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

### 第4章 議会の機能強化

(議員間の討議)

第11条 議会は、言論の場であることを認識し、議員相互の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、議案審査等において、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

(政策の研究、立案及び提言)

第12条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努めることにより、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対して政策提言を行うものとする。

2 議会は、政策等に対して、共通認識及び合意形成を図ることにより、政策の立案及び提言を推進するため、政策討論を行うものとする。

(研修及び調査研究)

第13条 議会は、政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、議員の研修を行うものとする。

2 議員は、自己の資質並びに政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(政務活動費)

第14条 会派又は議員は、政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行うものとする。

2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するものとし、その使途については、市民に対し、説明責任を果たすものとする。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に関し必要な事項は、矢板市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年矢板市条例第1号）に定めるところによる。

(予算の確保)

第15条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての機能を確保し、及び効率的かつ円滑な議会運営を行うため、必要な予算の確保に努めるものとする。

## 第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### (議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を深く自覚し、矢板市議会議員の倫理に関する条例（平成14年矢板市条例第4号）を遵守し、品位の確保に努めなければならない。

### (議員定数)

第17条 議員の定数は、議会制民主主義における重要な要素であることにかんがみ、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。

2 議員の定数の改正に当たっては、行政改革の視点のみならず、市政の現状、将来の予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で検討しなければならない。

3 議員の定数は、矢板市議会議員定数条例（平成14年矢板市条例第35号）に定めるところによる。

### (議員報酬)

第18条 議員報酬の額は、社会情勢、財政状況、議員の職務内容等を勘案して決定するものとする。

2 議会は、議員報酬の改定を行うに当たっては、公聴会制度等の活用等により有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取し、当該意見等を反映するよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議員報酬に関し必要な事項は、矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）に定めるところによる。

## 第6章 議会事務局等

### (議会事務局)

第19条 議会は、議会の政策立案機能及び監視機能の向上並びに議会活動の円滑かつ効率的な運営を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。

### (議会図書室)

第20条 議会は、議会の政策立案機能の向上及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

## 第7章 最高規範性及び見直し

### (最高規範性)

第21条 この条例は、議会に関する最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合において、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

### (検証及び見直し)

第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的の達成状況を検証するものとし、その検証の結果、制度の見直し等が必要であると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。